

## かがり火キッズ利用契約書

(社会福祉法人ひらか福祉会) かがり火キッズ (以下「当園」という。) は利用者 (以下「園児」という。) の保護者と、次のとおり契約を締結する。

- 1 当園は、保護者に対して発行されている子ども・子育て支援新制度に基づく支給認定証の内容、または就労証明書を確認した上で、保育・教育を園児に提供することとする。
- 2 保護者は、当園が説明した、園の重要事項説明書の内容について同意し、これらに定められた保護者の義務 (園の利用料の支払いを含む。) を履行することとする。
- 3 保護者は、園児の諸事情で当園を退園する場合、当園長に書面にて申し出るものとします。
- 4 当園は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について保護者に説明し、同意を得ることとする。

上記の内容を証するため、本書2通を作成し、当園、保護者双方が自署又は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(当園)

園 住 所 : 秋田県雄勝郡羽後町字南西馬音内 190-2 ショートステイかがり火内  
事 業 所 名 : 社会福祉法人ひらか福祉会  
園 名 : かがり火キッズ (KAGARIBI KIDZ)  
施 設 長 名 : 岡野 拓也

(園児)

保護者住所 : \_\_\_\_\_

保護者氏名 : \_\_\_\_\_ (印)

園 児 氏 名 : \_\_\_\_\_